第五号中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十二号」を「第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第六号中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十二号」から「第十五号まで」を「第十五号から第十八号まで」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第七号中「第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号」を「第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号」に改める。

第八号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号」を「第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号」に改める。

第十号中「第四号、第七号又は第十号」を「第五号、第九号又は第十三号」に改め、同号を第十二号とする。

第九号中「の第3」を「第4」に、「第四号、第五号」を「第五号、第六号」に、「第七号、第八号」を「第九号、第十号」に、「第十号若しくは第十二号」を「第十三号若しくは第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改め、同号を第十一号とする。

第八号の次に次の二号を加える。

九　介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ　居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第三に規定する課程を修了した者に限る。）、第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級訪問介護員を除く。）、第十六号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第三に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ　居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級訪問介護員を除く。）、第十四号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十六号（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者であって、平成二十年十月一日以降に当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

ハ　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

十　同行援護サービス費の注3ただし書及び注4ただし書の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ　平成二十六年九月三十日までの間に居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者に該当することとなるもの

ロ　居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級訪問介護員に限る。）又は第十四号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

○厚生労働省告示第三百四十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第4」を「第5」に改める。

第二号中「第5」を「第6」に改める。

第三号中「第6」を「第7」に改める。

第四号中「第7」を「第8」に改める。

第五号中「第9」を「第10」に改める。

第六号中「第10」を「第11」に改める。

第七号中「第11」を「第12」に改める。

第八号中「第12」を「第13」に改める。

第九号中「第13」を「第14」に改める。

第十号中「第14」を「第15」に改める。

第十一号中「第15」を「第16」に改める。

第十二号中「第16」を「第17」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第4」を「第5」に改める。

第二号中「第5」を「第6」に改める。

第二号の二中「第7」を「第8」に改める。

第二号の三中「第9」を「第10」に改める。

第三号中「第10」を「第11」に改める。

第四号中「第12」を「第13」に改める。

第五号中「第13」を「第14」に改める。

第五号の二中「第14」を「第15」に改める。

第六号中「第15」を「第16」に改める。

第七号中「第16」を「第17」に改める。